



教えて BUN 先生

マニアック
編 vol.10

第10回
移動式破碎施設 oc



LISA

へんてこ条文ってことでやってきたけど、今回はどんなへんてこな条文を紹介してくれるの？

とりあえず、次の条文を見てもらおうかな。



BUN



(施行期日)

第一条 この政令は、平成十三年二月一日から施行する。

(経過措置)

第二条

当分の間、移動式がれき類等破碎施設（この政令による改正後の廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（次項において「新令」という。）第七条第八号の二に掲げる産業廃棄物の処理施設であって移動することができるように設計したものをいう。次項において同じ。）を設置しようとする者（事業者に限る。）は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下この条において「法」という。）第十五条第一項の許可を受けることを要しない。



LISA

ん？ちょっと待って。第2条って書いてあるけど、私の持っている廃棄物処理法法令集では法律にも、政令にも、省令にもこの「第2条」じゃない条文が載ってるわ。これって、本当に廃棄物処理法なの。そうかあ、いよいよ、ネタに困って違う法律を取り上げたのね。

いやいや、これはれっきとした廃棄物処理法だよ。廃棄物処理法の政令の附則なんだ。リサちゃんが持ってる、その法令集にも掲載していると思うよ。そうそう、その普通の条文が終わって、その次。



BUN



LISA

現時点の廃棄物処理法政令の最後の条が第28条でしょ。この後ろにあるの？…ホントだ。「附則」ってあるわ。なにに「この政令は…」なんだ、今回の改正はいつから施行するってことばかりじゃない。こんな昔、いつ改正したかなんて、今の私には関係ない事じゃないの。

そうとばかりも言えないんだよ。その一例が今回紹介するこの「附則」。たしかに、第1条には、いつから施行するかってことが規定しているだけなんだけど、第2条に「経過措置」ってあるでしょ。これが、今回取り上げる条文なんだ。



BUN

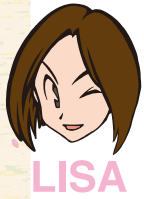


LISA

「経過措置」って、法令をいきなり変更されて、「明日からやります」って言われたら困るから、しばらくの間は今まで通りでいいよってことでしょ。そうそう、前々回取り上げた電子マニフェストの義務化が2年後に施行されるってことのような。そりゃ、そうよね。今時点でパソコン無い人に、明日から電子マニフェストやれって言われてもやれない訳だから、2年間の間に準備しなさいっていうのはもっともな話よ。



まあ、そのとおりで、たいていの改正ルールは施行日まで半年とか1年、2年の猶予期間をおくね。ところが、この経過措置、見てごらん。



平成13年・・・もう、20年近く前じゃない。この間ず〜と「当分の間」って扱ってきたのかあ。こりゃ、変だわね。どんな事情なの？と、その前に、何を規定した条文なのかまずは解説して。



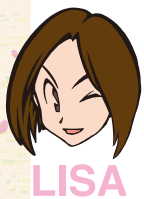
まあ、条文の文章自体は、今まで見てきた「へんてこ条文」とは違って、それほど括弧書きがある訳じゃないので、主旨はわかるよね。平成12年の改正で、がれき類と木くずの破碎施設が廃棄物処理法第15条の処理施設の仲間入りしたんだね。



処理施設設置許可は基礎知識で勉強したわ。設置に当たって許可の必要な施設ってことでしたね。ということは、この改正までは、がれき類と木くずの破碎施設は設置に当たって許可が要らなかったんだけど、これから設置する破碎施設は設置許可の対象にしますよって改正ね。そう言えば、去年だったか一昨年に、水銀の硫化施設がこれに追加されていたのよね。だから、現時点では、設置にあたり許可の必要な処理施設は・・・え〜と、政令第7条だから、焼却施設や最終処分場など全部で19種類になっているのよね。



よく勉強したね。ちなみに、この破碎施設の後には平成18年にアスベストの溶融施設が追加されている。



本題に戻りましょ。平成13年の2月から、破碎施設は設置許可の対象になったんだけど、「移動することができるように設計したもの」は許可は要らないってことね。これがどうして「へんてこ」なの？「設置許可」って、「設置にあたり許可が必要」って制度でしょ。動いてしまうような機械を設置許可の対象になんて、そもそもできないでしょ。



ん〜観点がそっちに行っちゃったか。それも重要なポイントではあるんだけど、その点は後で検討しよう。おかしいのは、「事業者に限る」って箇所なんだ。

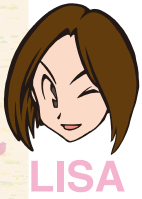


たしか、ここ何回か勉強してきたけど、通常、「事業者」というのは、排出者のことであるってことだったわよね。特に、前回、建設系廃棄物で勉強したけど、この15条、処理施設設置許可は「除く」って条文にはなっていないかったし。



BUN

いきなり、ポイントを突いてきたね。まさに、そこが今回の「へんてこ」なところ。廃棄物処理法では許可業者のことは、「事業者」とは呼ばない。許可業者を「事業者」と同じように扱うときは、わざわざ括弧書きでことわりを入れている。



LISA

何回か前に取り上げた第12条第5項の中間処理残渣物の扱いの時のようにね。



BUN

だから、ここで使用してる「事業者」というのは、「排出者」のことであり、建設系廃棄物の場合は、「元請」がこれにあたるってことになる。



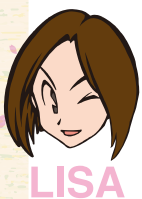
LISA

前回勉強したばかりね。第21条の3第1項で、建設工事から排出される廃棄物の排出者(事業者)は元請業者である。したがって、下請業者も発注者も排出者(事業者)ではないってことでしたね。



BUN

そう。だから、下請が元請の廃棄物进行处理する時には、「他人の廃棄物进行处理する」ことになるから、14条の処理業の許可が要るってことだったね。
この話は、あくまでも「処理業、14条許可」の話であり、「処理施設、15条許可」の話じゃない。そこのところ注意して、今回の条文を解釈してみよう。
「第2条 当分の間、移動式がれき類の破碎施設については工事の元請業者が設置する時は、設置許可は要らない。」となるでしょ。



LISA

え〜、と言うことは、下請業者が設置する時は設置許可は必要ってことよね。そりゃ、おかしいわよ。「商売」の許可である「業許可」なら、自分の廃棄物なら許可不要、というのは判るわよ。でも、処理施設の設置許可って言うのは、その施設があるから問題になるのであって、業者が設置しようと排出者が設置しようと同じ事なんじゃないの。それに、破碎施設以外の処理施設では「事業者が設置する時は許可不要」なんて、扱いはないよね。こりゃ、へんてこな話だわ。



BUN

そうだねえ。移動式破碎施設を持ってる建設業者さんだって大変だと思うよ。解体工事を元請で取った時は、「許可不要」。でも、下請としてその工事に入った時は「設置許可必要」ってなる訳だからね。



LISA

そもそも、移動ができるような物を「設置許可の対象」とすること自体がおかしいんじゃないのかなあ。

そういう考え方もある。水質汚濁防止法の特定施設なんかは、原則的に「動く物」は「器具機材であり施設ではない」と割り切っているものもある。ただ、廃棄物処理法では、なかなか、そうも行かなかった事情もあるんだ。



どんなこと？

処理施設は平成4年までは「設置届出」、平成4年から「設置許可」制度になったんだけど、特にこの辺りからなんだけど、許可を脱法的に逃れるために、大きなトレーラーに積んでいたり、大きな施設の下にキャスターやキャタピラを付けているものが登場した。そうしておいて「移動できるんだから許可の対象外でしょ」と屁理屈を言うようになったんだね。国（当時は、旧厚生省）はこの騒動が起きる以前から、「移動式処理施設」についての通知を出していたら、それを踏襲してきていたんだろうね。（昭和53年通知）



なるほどね。そうすると「移動できるから許可不要」とも一概には言えないってなっちゃうわね。でも、この移動式破碎施設の扱いは、どう考えてもおかしいと思うわ。「当分の間」って言っても、もう20年近くも経つんだから、恒久的な方針を示して欲しいものよね。

LISA

今回は、リサちゃんにも「へんてこ」を共感いただいてよかったです。



今回は滅多に見ない「附則」なんて条文も勉強できたし、「よし」としてやるわ。次回はどんな「へんてこ」条文が出てくるか、ちょっと楽しみになってきたわ。

LISA

<(_)>(^-^)/

